

後見支援預金

2020年 3月30日 現在

1. 商品名 (愛称)	後見支援預金
2. 対象預金	普通預金または無利息型普通預金 (決済用普通預金) ※ 生活資金等の定期的な送金を行う場合は、後見支援預金とは別の被後見人名義の普通預金口座が必要です。
3. 対象者	個人のうち、家庭裁判所が「指示書」を交付した方
4. 期間	期間の定めはありません。 ただし、家庭裁判所の後見終了の判断、もしくは被後見人の方の死亡により終了します。
5. 預入方法 (1) 預入 (受入) 方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	家庭裁判所の「指示書」に基づき、口座開設いただいた店舗のみで預け入れできます。 1円以上 1円単位
6. 払戻 (受取) 方法	家庭裁判所の「指示書」に基づき、口座開設いただいた店舗のみで払戻いたします。
7. 利息 (1) 適用利率 (利率表示場所) (2) 利払方法 (頻度) (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・普通預金の店頭表示の利率を適用します ・年2回 (2月、8月) の当金庫所定の日に元金に組入れます ・1年を365日とする日割計算とします ・毎日の最終残高 1,000円以上について、付利単位を100円として利息を計算します ・無利息型普通預金の場合、利息は付きません。
8. 税金	<ul style="list-style-type: none"> ・利息には20% (国税15%、地方税5%) の税金がかかります ※ 2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税 (0.315%) が追加課税されるため、20.315% (国税15.315%、地方税5%) の税金がかかります
9. 手数料	—
10. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・キャッシュカードは発行いたしません。 ・マル優はご利用できません。 ・各種公共料金等の口座振替はご利用できません。 ・インターネットバンキングはご利用できません。 ・通帳レスアプリはご利用できません。 ・振込入金受取口座としてご利用できません。
11. 中途解約時の取扱い	—
12. 金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください

<p>13 . リスクに関する重要事項</p> <p>(1) 普通預金 (付利型)</p> <p>(2) 無利息型普通預金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預金保険制度の付保対象商品です。 ・ 預金保険制度により預金者 1 人あたり元本 1, 0 0 0 万円とその利息が保護されます。 ・ 当金庫に決済用預金 (当座預金・無利息型普通預金等) 以外の預金が複数ある場合は、それらの預金元本を合計して 1, 0 0 0 万円までとその利息が保護されます。 ・ 預金保険制度により全額保護されます。
<p>14 . 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部 (9 時～17 時、電話:0800-080-5100)にお申し出ください。 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会 (電話 : 03-3581-0031) 、第一東京弁護士会 (電話 : 03-3595-8588) 、第二東京弁護士会 (電話 : 03-3581-2249) の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所 (9 時～17 時、電話:03-3517-5825) にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会 (東京三弁護士会) に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法 (現地調停) 、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法 (移管調停) もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
<p>15 . その他参考となるべき事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ この預金は、普通預金 (無利息型普通預金を含む) 規定および後見支援預金特別約定により取り扱いさせていただきます。

(後見支援預金)